



新年のごあいさつ

会 長 日 高 千 博

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、例年同様とはいかないものの、お健やかに新たな年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

昨年は、世界中に蔓延した新型コロナウイルスの影響により、7月に予定されていた東京オリンピックは令和3年に、10月に予定されていた鹿児島国体も令和5年に延期されてしまいました。コロナ禍によって日本経済は、2008年に起こったリーマンショックを超える大打撃を受けてしまい、今後の日本にどのような影響を及ぼすのか危惧されるところでありますが、本年こそ東京オリンピックが開催されることで、少しでも前向きな気持ちを持って進んで行くことができることを期待しております。

さて本年も、いわゆる新型コロナウイルス感染症への対策を念頭に置いた上での「相談会の開催」や「空き家対策」・「所有者不明土地対策並びに相続人調査業務に関連する相続登記推進業務」・「研修の義務化への対応」等さまざまな課題等が山積している状態です。

令和2年4月11日理事会にて、理事会及び委員会等の会議をウェブで行う事を承認しました。令和2年8月17日理事会にて、ウェビナーによる研修会での単位付与の方針を承認しました。ウェブによる方法でも事業執行を行うため、内容を精査した上で会則等検討委員会にて規則等の改正作業を行う予定です。

一昨年の5月に会長に就任して以来、2年の任期も残すところ3ヶ月となりました。所有者不明土地関係の相続人調査に関する受託団への参加や各種相談会への参加など、会員の皆様方には引き続きご協力ご理解の程よろしくお願いいたします。

執行部内においては、各自が自覚と責任を持って事業執行にあたっていく環境作りの一環として、あらゆる情報の共有を図り、その結果として、会員各位にも司法書士制度発展のために実践していただける土台作りをしていかなければならないと感じております。

さて昨年度の定時総会は、全員参加制による4回目の定時総会になったものの、コロナ禍での開催ということで急遽、委任状出席を中心に開催させていただきました。令和3年度の定時総会についてですが、一昨年ホテルパレスイン鹿児島及び昨年のジェイドガーデンパレスの取り壊しのため日程場所の変更を行わざるを得なくなりました。本年度の定時総会は令和3年5月29日（土）に「ホテルウェルビューかごしま」での開催とさせていただきます。本年度も昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策を充分考慮した上での開催となる可能性が高いですので、出席して頂ける会員の皆様方は体調に充分ご留意を頂いた上でご出席をお願いしたいと思います。執行部一同、充分な準備と対策をして定時総会を開催したいと考えております。

最後に、会員皆様のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 梶 木 新 一

新年あけましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたことと心からお喜び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大し、多くの人々に様々な影響を与え、我が国においても「三密」「ステイホーム」「ソーシャルディスタンス」などの言葉が「新しい生活様式」とともに定着した一年でした。このような過去に経験のない困難な状況にあっても、貴会並びに会員の皆様には、登記・供託制度の充実・発展と法務局の円滑な業務運営に格別の御理解と御協力を賜りましたこと、紙面をお借りし厚く御礼申し上げます。

さて、当局においては、現在、オンライン登記申請の利用促進及び相続登記の促進を重要施策として取り組んでいるところです。冒頭で記しましたとおり新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの日々の生活に少なからず変化をもたらしましたが、同時に、日本社会のデジタル化の遅れなどの問題点も浮かび上がらせ、ITを活用した業務の見直し等の更なる推進とそのための環境整備が喫緊の課題として認識されたところです。このような中、オンライン登記申請の利用推進については、利用者の利便性の向上、政府が掲げるIT国家戦略の実現のためには欠かせない取組であるほか、「ポストコロナ」の時代における、新たな日常の確立と経済再生・地域活性化の実現のために必要不可欠な取組となっています。昨年導入された新登記情報システムは、オンライン申請を前提としたシステムであり、今後、オンライン登記申請の利用拡大に伴い、大幅な事務の効率化・迅速化が図られることとなります。オンライン登記申請率は、皆様の御協力のお陰で、約72%となり前年比で約4%増加していますが、登記事件をより適正・迅速に処理するためには、オンライン登記申請の更なる利用拡大を図る必要がありますので、引き続き、積極的な御利用をお願いします。

また、相続登記の促進については、「長期相続登記等未了土地解消作業」の円滑な推進及び「法定相続情報証明制度」の利用促進に取り組んでいます。「長期相続登記等未了土地解消作業」は、相続登記が行われないうまま長年放置され、その実態の把握が困難になるなどの、いわゆる「所有者不明土地」を解消する作業です。同作業は、令和元年度は登記名義人650人、本年度は同350人を対象として、鹿児島県相続人調査司法書士受託団において鋭意進められてきたところです。また、「法定相続情報証明制度」の利用促進についても、利用範囲が年金等手続に拡大され

たこともあり、当局における法定相続情報証明の申出件数は増加傾向にありますので、引き続き、積極的な御利用をお願いします。

さらに、昨年7月10日には、法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が開始され、現在、順調に運用されているところです。同制度が国民により広く利用されることによって、遺言書の紛失及び隠匿等の防止が図られるとともに、遺言書の存在の把握が容易となり、遺言者の最終意思の実現及び相続手続の円滑化に大きく寄与するものと期待されています。

以上のとおり、当局では、国民の権利を守り、生活を向上させるための様々な施策を着実に推進して参りたいと考えております。そのためには貴会との緊密な連携及び協力が不可欠と考えておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様には、国民の身近な法律専門家としてなお一層御活躍されることを御期待申し上げますとともに、鹿児島県司法書士会の益々の御発展と会員及び御家族の御多幸を御祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島地方・家庭裁判所長 片山 昭人

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。旧年中は、新型コロナウイルス感染症の影響の中、裁判所の運営につきまして格別の御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本感染症につきましては、昨年12月、最高裁判所において、裁判手続や法廷等の特殊性を踏まえた、リスク態様に応じたメリハリの効いた感染防止対策についての考え方を整理し、公表いたしました。ポイントは、「感染拡大防止と司法機関としての適切な機能維持を図るため、各地域における感染状況の推移の下で、取り組みを強化すべき点は強化を図るとともに、リスク態様に応じて一定の緩和を含めてメリハリをつけ、全体として適切な対策を実施していく」ことにあります。基本的な対策として、(1)マスク着用の徹底、(2)体調不良者がいないことの確認を確実にすること、(3)「三つの密」の回避、(4)手洗い・消毒、(5)特に感染リスクが高い場面での対策（食事場面での会話抑制と会話時のマスク着用、着席位置の工夫等）が挙げられ、各庁において、感染状況等の実情に即して、具体的な取組を検討することとされております。当庁としても、上記を踏まえて、地域の実情に応じて適時に適切な感染防止対策を確実にかつ継続的に行うこととし、利用者の皆様が安心して利用できる裁判所とすることに取り組みながら、紛争処理機関としての役割を果たして参りたいと存じております。鹿児島県司法書士会会員の皆様方におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜りたく、どうか宜しくお願い申し上げます。

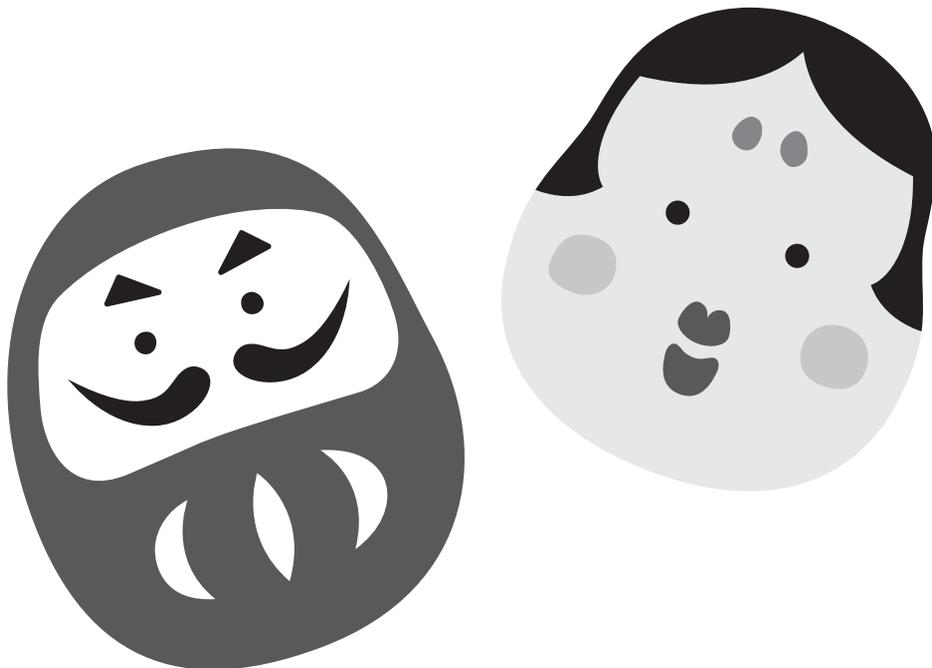
ところで、令和3年度は、成年後見制度に係る基本計画の最終年となり、同制度の利用促進に向けた地方自治体等における実践的な検討や取組が一層進められるものと存じます。鹿児島は地域的な広がりや離島の多さなどの事情に加え本感染症の影響もあって課題も少なくないところ、当庁としましても、地方自治体や会員の皆様をはじめとする専門職の方々と十分に連携しながら、促進法及び基本計画において家庭裁判所に求められている役割を果たして参りたいと存じております。

また、本感染症の影響で社会全体にウェブ会議の利用が急速に浸透する中、民事裁判手続でのウェブ会議等ITツールの活用（フェーズ1）が増加しており、当庁でも、昨年12月からウェブ会議等の活用を始めております。日本司法書士会連合会におかれては、同月よりオンライン紛争解決（無料チャット相談・無料チャット調停）の試験運用を開始されたと伺っております。このように裁判所内外で紛争解決におけるICTの活用が推進されることによって、司法アクセスの拡大及び紛争解決コストの低下等による法の支配の更なる実質化が大いに期待できるものと存

じます。

「現代は、破壊的危機とデジタル革命による破壊的イノベーションが次々と襲い掛かる時代である。」(富山和彦氏)とされており。このように社会情勢が急激に変化する中、国民のニーズに応え、的確に司法サービスを提供して、法の支配を実現するには、司法に携わる専門職の連携・協働が不可欠であると存じます。今後も、会員の皆様とは、個別の紛争解決や意見交換等の機会を通じて、お互いに切磋琢磨するとともに、連携・協働関係を一層深化させ、司法サービスの質の向上につなげていくことができると存じております。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

最後に、本感染症の速やかな収束を祈念するとともに、本年が鹿児島県司法書士会及び同会会員の皆様の更なる発展の年となるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

日本司法支援センター（法テラス）
鹿児島地方事務所 所長 鳥丸 真人

明けましておめでとうございます。

日高千博会長をはじめ鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、穏やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

会員の皆様には、書類作成援助、法律相談援助、審査、情報提供等、法テラス鹿児島地方事務所の業務にご協力いただき、心より感謝申し上げます。また、新たに当事務所の執行部に入られた喜山副所長には円滑な業務の運営にご尽力いただき、大変心強く感じているところです。

この1年を振り返りますと、新型コロナウイルスに振り回され、毎日のようにマスコミで話題になるので、いやが応でもウイルスや医学関連のにわか知識が増えました。同じにわか知識でも、2019年のラグビーワールドカップで日本中を沸かせたときのにわかファンとは異なり、事実とフェイクの判別もつかず、医学の素養もなく、不安の日々を送る中で知識が増えても不安が大きくなるばかりです。

法テラスでは面談による相談が縮小し、オンラインによるウェブ会議が多くなりました。業務でオンライン申請になじんでおられる司法書士の皆様には、あまり心理的な影響がないかもしれませんが、裁判手続でもIT化が始まっている昨今、ITに取り残されているわが身としては心理的な負担が重くのしかかっているところです。県外に出張する機会がなくなり、意思疎通を図るための懇親会もできなくなり、楽しみがなくなったのも残念です。

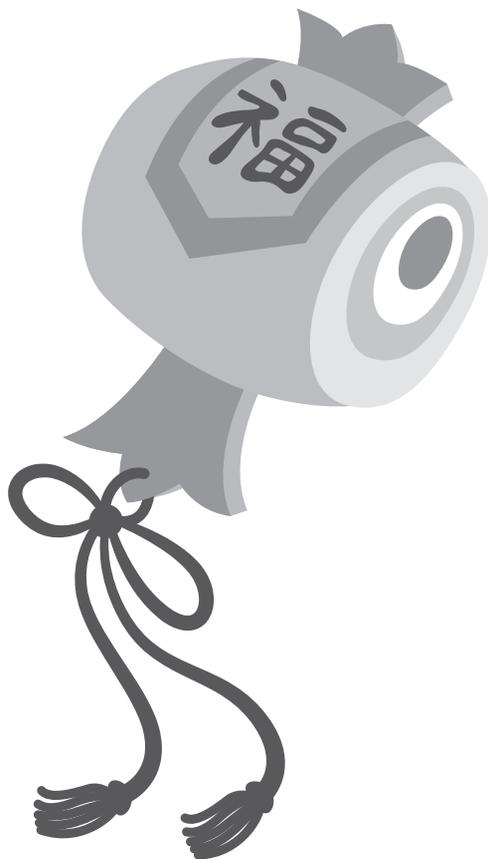
今年は2011年3月に起きた東日本大震災から10年になります。九州では2016年4月の熊本地震が記憶に新しく、全国のどこかで豪雨災害が毎年のように起きています。自然災害が多いのがわが国の特徴ですが、去年は鹿児島でも深刻な豪雨災害がありました。法テラスでは、民事法律扶助やDV等被害者相談について、豪雨災害に対応する援助を実施しています。豪雨災害の影響が深刻なところへ、新型コロナウイルスの影響による生活苦や経営破綻など深刻になりましたので、これにも法律相談援助を拡大しました。鹿児島県司法書士会におかれましても感染症対策に配慮しつつ相談業務を充実させていると伺っています。

災害のために各地の法テラス地方事務所が閉鎖される事態も想定されますので、本部あるいは他の地方事務所が業務を代替する仕組みを作る必要があるということになり、新型コロナウイルスも念頭において対応策を検討しています。また、業務必携の改訂作業も行っているところです。こちらはあまり時間をかけずに作業を了していきなり改訂をお知らせし、ご迷惑をおかけするか

もしれません。

法テラスは、本来業務である情報提供業務を通じて鹿児島県司法書士会をはじめ関係機関と連携する活動を行っています。自粛を接点にして経済と感染防止の両立を図ろうとする考えの下に国と国民の意識が乖離し、社会が混乱していますが、この状況はまだ続くと思います。連携を充実させて、新型コロナウイルスの時代を乗り切っていきたいものです。本年も法テラスにご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方検察庁検事正 内藤 秀 男

新年あけましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

旧年中は、私ども鹿児島地方検察庁の検察業務に御理解と御協力を賜りまして誠にありがとうございました。本年もよろしく願いいたします。

ところで、今、これをお読みになっている方は、マスクをされているのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症のため、「三密」、「ソーシャルディスタンス」、「濃厚接触者」等、昨年の正月には全く使わなかった言葉が当たり前のように使われ、マスクを始めアクリル板やアルコール消毒液等が日常の風景に溶け込んでしまいました。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましてはも業務の遂行に大きな影響を受けられ、非常な不便を感じられていることと存じます。

全国転勤の公務員である検察官は、昨年度の全国的な人事異動に際し、緊急事態宣言のため、発令日の前日午後に突如、異動が凍結されるという事態となりました。既に異動内示は出されていたので、引越荷物を発送してしまった者、住居の賃貸借契約を解除し住居が無くなった者、子どもの転校手続きをとってしまった者など、異動凍結解除時期不明のまま現勤務地で継続勤務することを命ぜられ、大混乱を招きました。

さて、昨年の犯罪の発生傾向は、全国的な緊急事態宣言下において、外出自粛や飲食店の営業自粛に伴い、飲酒に伴う暴行・傷害事件、同様の性犯罪、侵入窃盗事件等が一時的に大幅に減少しました。いかに酒で身を誤る人が多いか改めて感じた次第です。反面、いわゆる巣ごもり現象に伴うDV、児童虐待等が増加傾向になるなど特異な傾向が見られました。

また、多くの市民が感染の恐怖に怯え、経済的な苦境にあえぎ、社会不安が増大する中で、人々の不安に乗じた詐欺や持続化給付金、各種支援金等の公的支援金をだまし取る犯罪が発生しました。

検察庁としては、これらのコロナ禍の社会不安に乗じて自己の利得を得ようとする卑劣な犯罪には、厳しく対処する方針で臨んでおります。なお、これはコロナとは直接の関係はありませんが、昨年、家庭裁判所からの告発を受け、成年後見人の業務上横領事件を検察官自ら被疑者を逮捕して起訴しました。このような社会的弱者を食い物にする行為は、決して許せません。

ただ、我々は、犯罪が行われ、被害が発生した後で、これに対処するという事後的な活動にならざるをえません。確かに、犯罪に対し、厳罰を与えることで、犯罪が割に合わないことを知らしめること、いわゆる一般予防効果によって犯罪の未然防止を図ることはできても、現実の被害の発生をできる限り未然に防止するという点においては、やや迂遠との感が否めません。

そこで、このようなコロナ禍でこそ、「市民の身近な暮らしの中の法律家」である司法書士の皆様の御活躍が期待されるところです。改正された司法書士法第1条「司法書士の使命」にあるとおり、皆様が法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与されることこそが、不安で厳しい生活の中にいる多くの国民の何よりの助けとなるものと信じております。

終わりにになりましたが、本年も鹿児島県司法書士会の皆様が新型コロナウイルス感染症に感染することなく、ますますの御発展と、御活躍をされることを祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会 会長 宮 脇 謙 舟

あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、司法書士会の先生方におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。しかし新型コロナウイルス感染症もまだまだ終息の気配も無く、皆様もお目出度い気持ちよりも今後の心配が大きいのではないかとお察し申し上げます。

ご協力をお願いしていましたが、土地家屋調査士制度制定70周年のイベントやシンポジウムは残念ながらほぼ全てが中止となりました。新型コロナウイルスが落ち着きましたら狭隘道路や所有者不明問題を原因とする防災問題についてシンポジウムの開催を計画しています。9月に奄美で火災がありましたが、住宅密集地で狭隘道路の為に被害が大きくなったと報道でありました。このような問題に土地の筆界の専門家として取り組みを行っていく予定です。司法書士の先生方のご協力も必要となってまいります。宜しくお願い致します。

唯一の70周年事業としまして鹿児島地方法務局庁舎の3D観測、3D模型の作製を進めています。中々面白いものですので、完成しましたら是非ご覧になって下さい。

所有者不明土地や耕作、管理放棄地も年々増えてきています。対応する法律も所有者不明土地法、国土調査法、土地基本法や民法も改正が行われてきています。土地取引における境界確定の意味や責任も変わります。司法書士の先生方とも一緒に勉強、研究を出来たらと考えています。

今は私達もウェブでの研修や会議を行っていますが伝達事項や協議事項に関しては直接話しをする場が必要だと痛感しています。新型コロナウイルス次第ではありますが本年度の総会は通常通り開催したい所です。

結びに、新型コロナウイルスの一日でも早い終息と、鹿児島県司法書士会の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鹿児島支部 支部長 梅垣晃一

新年、明けましておめでとうございます。

日頃より、当法人の事業に関して、ご理解とご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

さて、昨年度は、当支部の活動におきましても、新型コロナウイルス感染症の対策のため、当初予定していた事業のほとんどが縮小又は中止となり、歯がゆい思いをいたした一年間でありました。昨今の日本国内、ひいては世界の情勢に鑑みると、誠に仕方がないことではありますが、成年後見制度の普及促進のため、又はよりよい専門職後見人としての活動のために準備してきた各種研修会や講演会、相談会、連絡会議などのほとんどが計画どおりには開催できなくなり、大変に残念な思いがいたします。

2021年は、今後の社会情勢にもよりますが、まずは、近時一般化した、インターネット回線を通じたテレビ会議や研修会などのツールを最大限に活用することにより、コロナ禍においても、成年後見制度の普及促進のための活動、専門職後見人を支援し指導・監督する活動を滞りなく続けてまいりたいと考えております。

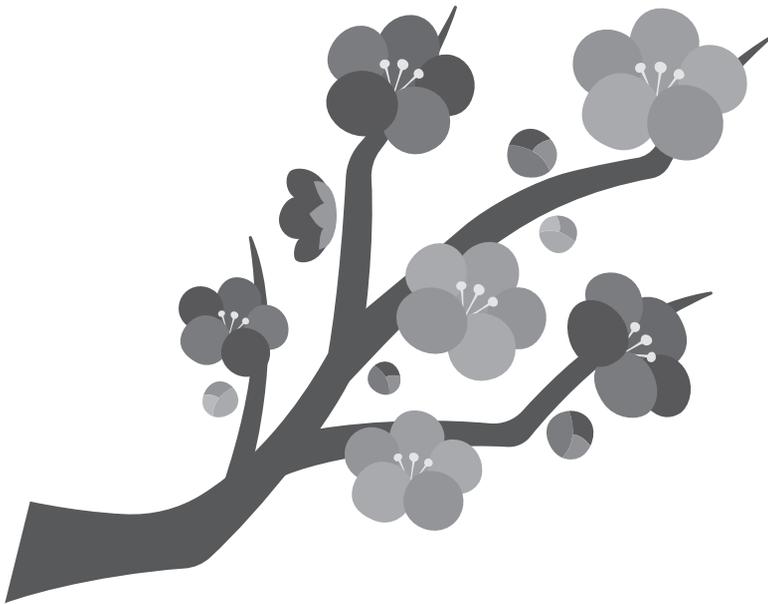
さて、成年後見制度を取り巻く状況について目を向けますと、本年は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく利用促進基本計画の5年目、最終年度となります。令和3年度末までに、全市町村において中核機関（成年後見制度に関する相談、広報、受任者調整、後見人支援などを中心的に行う機関）が設置されることとなっており、当支部におきましても、昨年より各自治体からの委員の派遣要請や会議体への参加要請に応じており、活動を活発化させております。今後も、これらの委員の派遣要請等は活発になることが見込まれますので、当支部の会員の皆様には、引き続きご協力をお願い申し上げます。

コロナ禍の情勢にあって、利用促進基本計画は日程的にやや厳しい面もありますが、当支部において蓄積している成年後見業務の実務に関する豊富な知識、経験を惜しみなく提供をし、または他の団体と活発な意見交換等を行うことにより、各市町村の担当者が円滑に中核機関の設置を進められるよう、私たちのできる支援を行ってまいりたいと思います。

司法書士による成年後見業務は、リーガルサポートによる研修の担保があること、また、リーガルサポートによる定期的な執務管理（指導・監督）や執務支援があることにより高い評価をいただき、また信頼をしていただいていると自負しております。他方で、本人の身上保護（本人の生活、療養看護などに関して、本人の意思を尊重しながら、その心身の状態及び生活の状況に配

慮すること。)の観点からは、各種ケア会議などにおける本人のための具体的な意見提言や、本人を取り巻く社会環境や本人の意思・心身の能力などのアセスメントなどの業務については、まだまだ、成年後見人として期待される水準に達していない、との批判があることも承知しております。司法書士による成年後見業務の強みを最大限生かしつつ、これらの批判や指摘がなされている事項につき、さらに質の高い水準で成年後見業務を行うことができるよう、引き続き、当支部として会員に対する研修や指導監督の面で全力を尽くしてまいりたいと存じます。

結びに、本年が、新型コロナウイルス感染症による影響を克服し、鹿児島県司法書士会及び会員の皆様にとって素晴らしい一年となることを心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、世間は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、景気の悪化が深刻な状況であります。公嘱協会におきましても、大変厳しい受託状況が続いています。主な発注先である鹿児島市が、当協会への発注を抑制していることが大きく影響しています。

鹿児島市に対しては、市議会議員顧問の先生方にもご協力いただき、当協会の継続的な活用をお願いしてまいりましたが、なかなか受託の回復につながらないところです。

鹿児島県においては、これまでの働きかけにより、相続調査や不在者財産管理人選任申立等の依頼を継続して受けています。しかしながら、相談が寄せられるものの受託に繋がらないことも多々あります。今後も、県議会議員の顧問の先生方のお力添えを頂きながら、発注の促進を要望してまいりたいと思います。

平成30年度に受託した法務局の相続調査業務（長期相続登記等未了土地解消作業）は、昨年中によろやく全て納品を終えることができました。相続人が100名を超えるような非常に複雑な事案もあり、大変ご苦労されたかと思えます。改めてご協力いただいた会員の皆様に感謝申し上げます。

新規業務の受託は断念することとなり大変残念ですが、調査の成果を受けて自治体の事業が促進されることを期待したいと考えます。また、各自治体に対し、本事業で調査対象外となった相続案件について、調査依頼いただくよう働きかけたいと思います。

自治体からの受託業務の減少は、事業や予算の縮小が主な原因かと思われそうですが、公嘱協会の姿勢も少なからずあろうかと思われそうです。公嘱業務は、適正かつ迅速な対応が求められます。また、複雑な事案の相談が寄せられるため、適切に対応しなければなりません。これから年度末に向け特に急ぎの案件が寄せられますので、社員の皆様におかれましては、公嘱協会の設立目的を改めてご理解頂いた上で受任していただくようお願いいたします。

本年は、公嘱協会をどれだけ存続できるかどうか判断しなければならない重要な年と捉えています。少しでも長く協会を存続させるために、関連団体の協力も頂きながら受託業務を増やせるよう積極的に活動してまいります。

各自治体には、公嘱協会の職能を活かせる案件がまだまだ山積していると思われそうです。

会員の皆様におかれましても、自治体から公嘱案件について相談が寄せられましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくよう重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新春を迎えて

鹿児島県司法書士政治連盟
会長 喜山修三

あけましておめでとうございます。会員及び関係機関の皆様方は、健やかな新春を迎えられたことと存じます。

昨年のお正月は、東京オリンピックと鹿児島国体で大変な盛り上がりを期待していましたが、新型コロナウイルスの広がり、二つの祭典とも延期になり医療も経済も甚大な影響を受けました。疫病の蔓延は、教科書の中の出来事だと思っていましたが、それが現実になるとは。三密、ソーシャルディスタンス、リモートワークなど新しい言葉が生まれました。

私たち政治連盟の活動は、顧問の先生方の開催する集会に参加したり、勉強会を開催したりと、膝を付きあわせて活動することが基本ですが、去年は十分な距離を保ちながら、県議会の顧問の先生方との勉強会を開催するにとどまりました。それでも昨年4月に開催されました鹿児島市議会議員選挙では、限られた範囲内での活動ではありましたが、当会の顧問の先生方は揃って当選することができました。これも会員各位のご協力のたまものと感謝申し上げます。

去年は、時には誰も予想できないことが起こることを教えられました。100人以上の司法書士が同じ会場で研修を受ける、あるいは新年会や忘年会に参加できるということが、とてもありがたいことだったと痛感しています。司法書士を取りまく環境どころか、人々を取りまく環境が劇的に変化することもあるものです。しかし環境がどのように変わろうとも、司法書士としては、国民の期待に応えるように日々の研鑽に務め、司法書士法第1条に規定された、使命を果たさなければなりません。一方、組織である政治連盟としては、これからも司法書士関連団体の活動を支援することにより、さらなる発展に努めて参る所存です。

本年が皆様にとりまして健やかで実り多き年になりますよう心からご祈念申し上げます。



新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会
会 長 原 田 裕 介

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、コロナ禍で自粛自粛の世の中ではありますが、健やかな新年を迎えられたことをお喜び申し上げます。また、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、私たちの生活は大きく変わりました。司法書士業務においても、対面での本人確認や施設や病院での面会制限等、様々な面で対応に苦慮することも多いかと思えます。

当会の活動においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、例年のような活動ができず、特に、青年会の特徴でもある会員間の親睦を深められるような事業が行えず、大変もどかしく思っております。

その一方で、このような状況になったことにより、web等を活用した様々な活動が浸透してきたのも事実です。昨年12月15日には、例年居酒屋で業務について語り合っていた座談会をオンラインで行い、12月26日には令和2年度第1回研修会（テーマ：「差別構造の考察と克服のための『行動』の重要性について ～水平社宣言等を題材に～」 講師：三木浩輔会員）もオンラインで行いました。今後しばらくは「withコロナ」の状況が続くことが予想され、当会も状況を見て活動の仕方を考えていきたいと思いますが、会員の皆様方からも「このような活動をしたらどうか」等アイデアございましたらご提案いただけたら幸いです。

また、一昨年に当会で主管を引き受けることが決定いたしました第52回全青司全国大会ですが、当初予定しておりました令和3年2月の開催を1年延期し、令和4年2月26日・27日に開催することが決定いたしました。開催方法についても、状況次第で変更の可能性はありますが、現地参加型とweb参加型のハイブリット開催を前提に進めていくことも決定しております。竹中啓人実行委員長を中心とした実行委員会の会議に関しましても、集まって議論することができず、内容等の検討において難しい状況が続いておりますが、実行委員一丸となって大会成功に向けて準備を進めてまいりますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

さらに今年度から、全国の弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家による「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る なんでも電話相談会実行委員会」が2か月おきに開催している「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る なんでも電話相談会」に全国青年司法書

士協議会を通して相談員として当会も参加しております。毎回、生活苦やコロナ差別等様々な相談が寄せられており、市民の不安に寄り添う重要な役割だと感じております。今後も当相談会には参加していく予定ですので、是非相談員としてご参加下さいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご活躍とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

